

選挙・人事委員会・監査

選	挙	97			
人	事	委	員	会	103
監	査	106			

選 挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管。

選挙管理委員会の開催状況

(令和元年度、単位：回)

市	緑 区	中央区	南 区
16	22	19	19

2 常時啓発事業

(1) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

令和元年度応募実績

	応募総数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	9校	13点	1点	2点	4点	7点
中学校の部	4校	145点	1点	3点	7点	11点
高校の部	3校	5点	1点	2点	2点	5点
計	16校	163点	3点	7点	13点	23点

(2) 啓発物品の配布

ポケットティッシュ、ボールペン等の啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区のふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
街頭啓発件数	32件	35件	28件
啓発物品配布数	44,509個	46,219個	24,403個

(3) 新有権者への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新たに有権者となったことを呼びかけるバースデーカードを送付する。

公職選挙法の改正に伴い、平成28年6月19日から選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことを受け、平成28年7月以降の発送対象を新成人から新有権者とした。

また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、選挙時における事務従事者としての登録を呼びかける啓発も行った。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員登録者数実績

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
発送件数	6,473件	6,585件	6,572件
登録者数	164人	176人	218人

(4) 出前講座の実施

選挙管理委員会事務局職員を派遣して、選挙の意義や選挙制度、投票方法や開票に関すること等を説明し、より一層政治や選挙を身近に感じてもらう機会を提供する。

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
実施件数	1件	3件	1件

(5) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙の体験を促す。

令和元年度貸出実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
36件	252箱	129台	27本

3 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会が8人、中沢財産区議会が7人で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、令和元年6月30日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の被選挙権を有するものであること。

4 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

令和2年相模原市の候補者予定者割り当て数813人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

5 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった(不起訴処分)のよしあしを審査し、また、検察事務の改善について建議・勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

令和2年相模原市の候補者予定者割り当て数 ※()内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
緑区	6人(2人, 2人, 2人)	9人(3人, 3人, 3人)	6人(2人, 2人, 2人)	6人(2人, 2人, 2人)	27人(9人, 9人, 9人)
中央区	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	42人(14人, 14人, 14人)
南区	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	9人(3人, 3人, 3人)	45人(15人, 15人, 15人)
計	27人(9人, 9人, 9人)	30人(10人, 10人, 10人)	30人(10人, 10人, 10人)	27人(9人, 9人, 9人)	114人(38人, 38人, 38人)

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から、検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

6 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

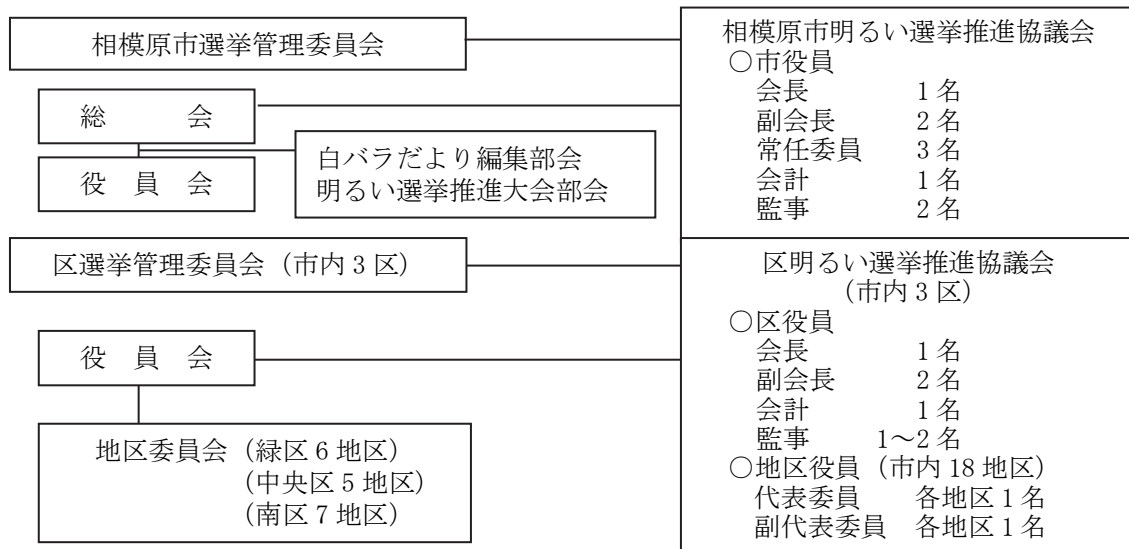
(2) 組織

- ・市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業（令和元年度実績）

財源	委託金	1,021千円	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙推進大会の開催 ・白バラだよりの発行 ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・白バラ講座の開催 ・街頭啓発 研修会 その他
	補助金	438千円	
	合計	1,459千円	

(4) 明るい選挙推進体系



7 主要選挙の執行状況

選挙種別	任期	執行年月日		当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定数 (人)	立候補者 数
衆議院議員 (小選挙区)	4年	平成29. 10. 22	緑区	143,790	75,778	52.70	(第14区)1 (第16区)1	3 3
			中央区	223,653	111,641	49.92		
			南区	230,489	123,218	53.46		
			計	597,932	310,637	51.95		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	令和元. 7. 21	緑区	143,058	69,953	48.90	4	14
			中央区	224,920	105,718	47.00		
			南区	231,786	117,853	50.85		
			計	599,764	293,524	48.94		
県知事	4年	平成31. 4. 7	緑区	141,879	71,625	50.48	1	2
			中央区	222,583	107,024	48.08		
			南区	228,973	110,569	48.29		
			計	593,435	289,218	48.74		
県議会議員	4年	平成31. 4. 7	緑区	141,879	71,517	50.41	2 3 3 8	3 3 5 11
			中央区	-	-	-		
			南区	228,973	110,417	48.22		
			計	370,852	181,934	49.06		
市長	4年	平成31. 4. 7	緑区	141,570	71,620	50.59	1	4
			中央区	221,852	107,032	48.24		
			南区	227,862	110,516	48.50		
			計	591,284	289,168	48.91		
市議会議員	4年	平成31. 4. 7	緑区	141,570	71,526	50.52	11 17 18 46	16 25 23 64
			中央区	221,852	106,933	48.20		
			南区	227,862	110,384	48.44		
			計	591,284	288,843	48.85		

8 投票区別選挙人名簿登録者数

令和2年6月1日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	1	市立宮上児童館	8,051	緑区	20	中沢自治会館	765
	2	市立宮上小学校屋内運動場	4,120		21	小倉自治会館	490
	3	市立旭小学校屋内運動場	9,704		22	葉山島センター	290
	4	緑区合同庁舎4階集団指導室	6,215		23	若葉台自治会館	1,987
	5	市立橋本小学校屋内運動場	9,369		24	市立三井地域センター閲覧室	708
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5,144		25	名手自治会館	136
	7	市立相原公民館大会議室	5,635		26	市立小網地域センター集会室	2,701
	8	二本松集会所	4,313		27	津久井保健センター2階集団指導室	3,970
	9	市立二本松こどもセンター	7,112		28	市立尾崎罇堂記念館多目的室	1,744
	10	上九沢集会所	5,161		29	市立津久井中央地域センター会議室	2,349
	11	市立大沢公民館大会議室	8,565		30	津久井クリーンセンター管理棟1階会議室	368
	12	常盤自治会館	5,265		31	市立串川地域センター多目的ホール	1,914
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2,563		32	市立串川中学校屋内運動場	2,068
	14	市立九沢小学校1階ワークスペース	5,346		33	市立串川ひがし地域センター集会室	2,832
	15	谷ヶ原自治会館	1,849		34	市立鳥屋地域センター講堂	1,514
	16	市立城山公民館大会議室	4,199		35	旧嵐自治会館	777
	17	原宿自治会館	5,186		36	長野会館	577
	18	町屋自治会館	4,211		37	荒丸会館	68
	19	城北センター	793		38	市立青根中学校屋内運動場	430

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	39	音久和自治会館	38	中央区	27	市立嶽之内児童館	4,727
	40	市立相模湖公民館コミュニティホール	1,826		28	市立大野北公民館大会議室	6,663
	41	小原集会所	336		29	市立共和小学校屋内運動場	5,723
	42	市立千木良公民館	1,496		30	市立田名北小学校屋内運動場	9,849
	43	市立内郷小学校屋内運動場	3,301		31	市立田名公民館大会議室	6,065
	44	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	933		32	塩田自治会館	6,080
	45	市立藤野中央公民館交流スペース	1,561		33	市立相模川ふれあい科学館多目的室2	2,840
	46	市立沢井公民館	464		34	市立上溝公民館大会議室	7,762
	47	篠原の里センター保育室	155		35	市立上溝南小学校屋内運動場	9,306
	48	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	620		36	県立上溝高等学校武道場	5,805
	49	市立牧郷体育館	408		37	市立四ツ谷児童館	5,050
	50	旧菅井小学校多目的室	158		1	市立大野台公民館大会議室	8,586
	51	市立藤野小学校屋内運動場	1,389		2	市立大野台小学校屋内運動場	6,896
	52	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	897		3	古淵保育園ホール	7,609
	53	市立藤野北小学校 PC ルーム	226		4	市立大野中公民館大会議室	5,113
	54	市立佐野川公民館集会室	443		5	グリーンハイツ集会所	3,817
中央区	1	市立横山公民館大会議室	6,317	6	鶴野森自治会館	3,856	
	2	横山あじさいハイツ集会所	4,711	7	相模ひまわり幼稚園ホール	5,927	
	3	市立星が丘公民館大会議室	7,566	8	市立大沼公民館大会議室	7,043	
	4	千代田保育園	4,985	9	市立若松小学校屋内運動場	3,835	
	5	市立並木小学校屋内運動場	3,647	10	ロビーシティ相模大野五番街集会所	6,266	
	6	市立陽光台保育園ホール	7,334	11	市立谷口台小学校屋内運動場	6,710	
	7	県営上溝団地集会所	3,096	12	ひよこ第3保育園そら、やま組保育室	3,889	
	8	市立緑が丘中学校屋内運動場	4,710	13	市立大野南公民館大会議室1	4,454	
	9	市立青葉児童館	4,395	14	南保健福祉センター健康増進室	5,249	
	10	市立弥栄小学校屋内運動場	5,700	15	市立鹿島台小学校屋内運動場	7,929	
	11	市立中央公民館大会議室	8,330	16	市立谷口児童館	8,284	
	12	相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	10,514	17	市立南新町児童館	8,700	
	13	相模保育園つき、いるか組保育室	5,699	18	若葉、きずき自治会館	4,689	
	14	相模栄光幼稚園ホール	3,769	19	市立鶴園中和田こどもセンター	7,651	
	15	市立清新公民館大会議室	6,722	20	市立上鶴間小学校屋内運動場	5,134	
	16	南橋本自治会館	5,461	21	市立くぬぎ台小学校屋内運動場	3,826	
	17	市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	8,944	22	市立東林間児童館	7,095	
	18	市立小山中学校武道場	3,964	23	市立東林公民館ホール	5,317	
	19	市立小山公民館大会議室	5,044	24	市立東林小学校図工室	3,656	
	20	市立こぼと児童館	8,595	25	市立東林保育園プレイルーム	4,522	
	21	市立下九沢児童館	3,116	26	コンフォールさがみ南集会所	6,064	
	22	県営上矢部団地集会所	3,520	27	市立麻溝公民館大会議室	6,494	
	23	上矢部こども会館	5,152	28	市立麻溝小学校屋内運動場	7,520	
	24	市立淵野辺小学校屋内運動場	8,293	29	市立新磯公民館大会議室	3,663	
	25	市立大野北小学校屋内運動場	8,472	30	市立新磯小学校屋内運動場	7,329	
	26	市立淵野辺東小学校屋内運動場	7,785	31	県立麻溝台高等学校被服室	1,494	

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	32	市立麻溝台保育園しろ組保育室	5,467
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,654
	34	相模台団地集会所	5,193
	35	みよし自治会館	3,748
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,393
	37	市立相模台公民館大会議室	5,114

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,578
	39	市立相武台保育園しろ、みどり組保育室	3,461
	40	市立相武台小学校屋内運動場	3,451
	41	相武台まちづくりセンターまちづくり会議室	3,591
	42	市立緑台小学校屋内運動場	6,462

	緑区	中央区	南区	合計
選挙人名簿登録者数	142,740	225,711	232,729	601,180
在外選挙人名簿登録者数	130	172	369	671

人 事 委 員 会

1 委員会の構成、会議の開催状況等

相模原市人事委員会は、市長等の任命権者から独立した中立的、かつ、専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として設置している行政機関であり、3人の委員(非常勤特別職)を構成員としている。

本市人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月2回開催することを例としている。また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (令和元年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
21	1	22

(2) 人事委員会の議事の内訳 (令和元年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
30	24	2	0	7	63	82

2 任用関係業務

職員の採用、昇任等について、競争試験又は選考並びにこれらに関する事務を人事委員会が行う。

(1) 採用試験 (令和元年度、単位：人)

試験区分	実施時期	申込者数	1次試験 受験者数	最終 合格者数	最終 倍率
行政(大卒程度)	6月	815	577	107	5.4
社会福祉(大卒程度)	6月	57	46	14	3.3
	11月	33	25	6	4.2
土木(大卒程度)	6月	26	14	3	4.7
	11月	17	10	2	5.0
建築(大卒程度)	6月	9	7	2	3.5
	11月	15	10	3	3.3
設備(大卒程度)	6月	3	3	0	-
	11月	5	1	1	1.0
電気(大卒程度)	6月	13	9	1	9.0
	11月	9	6	1	6.0
化学(大卒程度)	6月	5	3	1	3.0
消防(大卒程度)	6月	182	153	35	4.4
	11月	189	138	16	8.6
学校事務(大卒程度)	6月	52	45	6	7.5
保健師	6月	16	14	4	3.5
	11月	22	14	3	4.7
管理栄養士	6月	79	56	4	14.0
獣医師	6月	1	1	1	1.0
薬剤師	6月	9	9	2	4.5
理学療法士	6月	2	1	0	-
	11月	4	4	1	4.0
保育士	6月	114	98	35	2.8

行政(高卒程度)	9月	98	83	13	6.4
消防(高卒程度)	9月	86	74	6	12.3

(2) 採用選考

(令和元年度、単位：人)

選考区分		実施時期	申込者数	1次選考 受験者数	最終 合格者数	最終 倍率
障害者を対象	行政(大卒程度)	9月	39	27	5	5.4
		3月	42	33	2	16.5
	行政(高卒程度)	9月	38	32	3	10.7
		3月	23	16	1	16.0
	学校事務(大卒程度)	9月	3	3	0	-
		3月	4	2	0	-
学校事務(高卒程度)	9月	2	2	1	2.0	
行政(任期付短時間勤務職員)【窓口】		6月	28	28	9	3.1

(3) 昇任選考

(令和元年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9級	8級	7級	8級	7級	4級
8	12	17	1	4	0

3 給与及び勤務条件関係業務

(1) 職種別民間給与実態調査

4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所(令和元年度：223事業所)であり、そのうち、層化無作為抽出法により抽出する事業所(令和元年度：87事業所)について実地調査を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精確な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

令和元年の給与等に関する報告及び勧告

<p>① 月例給の引上げ 職員の給与(行政職(1) 373,013円)が民間従業員の給与(373,300円)を287円(0.08%)下回っている較差を解消するため、若年層について、給料表の引上げを勧告</p> <p>② 期末・勤勉手当の引上げ 職員の支給月数(4.45月分)が民間従業員の支給月数(4.51月分)を下回っていることから、期末・勤勉手当の引上げ(4.45月分→4.50月分(0.05月分))を勧告</p> <p>③ ①及び②に係る実施時期 ①については平成31年4月1日、②については令和元年12月1日から実施</p> <p>④ 給与制度について ・任期付職員の給与水準等について：給与水準及び初任給基準について、常勤職員の水準を踏まえた取扱いをすることが必要 ・住居手当：本市の住居手当制度は、国に準拠した制度となっていることから、人事院給与勧告を踏まえた対応をすることが必要</p>
--

<p>⑤ 人事行政に関する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保等（人材の確保、人材の育成及び人材の活用） ・勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の勤務環境の整備、メンタルヘルス対策及びハラスメント対策） ・公務員を巡る諸課題（公務員倫理の確保、高齢期の雇用の在り方）
--

(3) 職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

意見提出年月日(令和元年度)	8月26日	11月19日	2月13日	3月13日	計
件数(件)	1	2	1	1	5

4 公平審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、審査及び判定を行うとともに、必要に応じて勧告等を行う。(令和元年度：0件)

(2) 不利益処分に関する審査請求

職員から、懲戒その他の不利益な処分について審査請求があった場合に、審査及び裁決を行うとともに、必要に応じて是正のための指示を行う。(令和元年度：0件)

(3) 職員からの苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合に、助言、指導、あっせん、その他の必要な措置を行う。(令和元年度：5件)

5 職員団体等関係業務

(1) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は変更)を行う。

登録団体数(平成31年4月1日現在)：3団体

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

現業職員以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	<p>① 解雇予告除外認定</p> <p>② 時間外労働・休日労働に関する協定届の受理</p>
労働安全衛生法に基づくもの	<p>① 定期健康診断結果報告書の受理</p> <p>② 事故報告書の受理</p> <p>③ 労働者死傷病報告書の受理</p> <p>④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理</p>

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した機関であり、識見を有する者から選任された委員2人と議員から選任された委員2人の4人で構成されている。監査委員は、毎年、監査計画を策定し、市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査するとともに、監査結果をその都度公表する。

(2) 監査の種類と令和元年度の実施状況

ア 財務監査・行政監査

財務に関する事務の執行について正確性、合規性の観点から監査するとともに、事務の執行について経済性、効率性及び有効性の観点から監査する。

監査実施日	監査対象機関	財務監査対象事務	行政監査(重点調査項目)
R1. 7. 4	小・中学校	平成 30 年度及び令和元年度執行の財務事務、児童・生徒の安全確保等	—
10. 3	秘書課	平成 30 年度及び令和元年度執行の財務事務	「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」
	会計課		
R2. 1. 8	消防局	令和元年度執行の財務事務	
	企画財政局		
	人事委員会事務局		
2. 26	農業委員会事務局	令和元年度執行の財務事務	
	市選挙管理委員会事務局		
	緑区選挙管理委員会事務局		
	中央区選挙管理委員会事務局		
	南区選挙管理委員会事務局		—

*都市建設局を対象とした財務監査・行政監査は、令和元年東日本台風による被災地の復旧・復興を優先させる観点から中止とした。

イ 随時監査

(ア) 行政監査(単独実施)

事務の執行について、経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性の観点から監査する。

監査実施日	監査対象事務	対象年度
R2. 2. 17	審議会等の運営について	平成 30 年度及び令和元年度

(イ) 工事監査

工事に係る財務事務及び技術面の監査で、調査の一部を技術士を擁する団体に委託し実施する。

監査実施日	監査対象工事	対象年度
R2. 1. 8	公共下水道管きょ耐震化工事 (H30-2 工区)	平成 30 年度及び令和元年度

*第 2 期工事監査は、令和元年東日本台風による被災地の復旧・復興を優先させる観点から中止とした。

(ウ) 財政援助団体等監査

監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が4分の1以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務について監査する。併せて市の所管課に対して、当該財政援助等に係る財務事務について監査する。

監査実施日	監査対象団体等	監査対象事務
R1. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ウイツココミュニティ(相模原市立環境情報センターの指定管理者) 環境経済局環境共生部環境政策課 	平成 30 年度及び令和元年度の指定管理業務に係る株式会社ウイツココミュニティの出納その他の事務及び市の指定管理者に対する財務に関する事務
R2. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者) 市民局人権・男女共同参画課 	平成 30 年度及び令和元年度の指定管理業務に係る特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの出納その他の事務及び市の指定管理者に対する財務に関する事務

ウ 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査する。

会計管理者所管会計分

検査日	H31. 4. 25	R1. 5. 30	7. 2	8. 5	8. 28	10. 3	10. 29	11. 26	12. 25	R2. 1. 28	2. 26	3. 26
検査対象月	H30年度 3月分	H30・R1年度 4月分	H30・R1年度 5月分	R1年度 6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分

下水道事業会計分

検査日	H31. 4. 25	R1. 5. 30	7. 2	8. 5	8. 28	10. 3	10. 29	11. 26	12. 25	R2. 1. 28	2. 26	3. 26
検査対象月	H30年度 3月分	R1年度 4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分

エ 決算審査及び基金運用状況審査

(ア) 一般会計及び特別会計等の決算審査並びに基金運用状況審査

決算が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか等について審査する。

<審査の対象>

- a 平成 30 年度歳入歳出決算書
- b 平成 30 年度歳入歳出決算事項別明細書
- c 平成 30 年度実質収支に関する調書
- d 平成 30 年度財産に関する調書
- e 平成 30 年度用品調達基金、同土地取得基金、同美術品等収集基金、同緑地保全基金、同公共料金支払基金及び同収入印紙購入基金運用状況書

(イ) 下水道事業会計決算審査

決算が地方公営企業法その他関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか等について審査する。

<審査の対象>

- a 平成 30 年度決算報告書
- b 損益計算書
- c 貸借対照表
- d 剰余金計算書
- e 剰余金処分計算書
- f 決算附属書類(事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細

書、固定資産明細書、企業債明細書)

(ウ) 決算審査の期間

令和元年7月2日から同年8月5日まで

(エ) 審査意見書提出

令和元年8月9日に監査委員が決算審査意見書を市長に提出した。

オ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率等の算定が適正に行われたか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査する。

審査の期間及び審査意見書の提出については、決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

カ 住民請求監査

住民から監査の請求があったときに実施する。

令和元年度は、監査の請求がなく実施していない。

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件(監査テーマ)について、1回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

- ・包括外部監査人：公認会計士 高野 伊久男
- ・テーマ：委託に関する財務事務の執行について
(監査対象期間：平成30年度)
- ・契約年月日：平成31年4月1日
- ・監査の実施期間：令和元年7月9日から令和2年1月27日まで
- ・公表日：令和2年2月3日

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。

令和元年度は、個別外部監査制度に係る監査の請求又は要求がなく実施していない。